

天龍興讓高等学校について

〈認可事項〉 広域通信制課程に係る学則変更

1 変更理由 (1) 令和4年度以降入学生の教育課程変更（新学習指導要領対応）

2 学校概要

(1) 目的 教育基本法及び学校教育法に基づき中学校教育の基礎の上に、子ども一人ひとりに存在感があり、真心と思いやりを大切にし、個々の人間性を高め、生きる力を育む教育を実践し、人間としての尊厳・人間性を重視した子ども健全育成に寄与することを目的とする。

(2) 名称 天龍興讓高等学校 通信制（広域）

(3) 位置 下伊那郡天龍村神原3974

(4) 設置者等

①設置者 下伊那郡天龍村神原3974
学校法人 どんぐり向方学園

理事長 なかの まさとし
中野 昌俊

平成16年12月～ 学校法人どんぐり向方学園 理事長

②校長 なかの まさとし
中野 昌俊

平成20年3月～ 天龍興讓高等学校 校長

3 変更内容

(1) 変更時期 令和4年4月1日

(2) 令和4年度以降入学者の教育課程変更（新学習指導要領対応）